

第 41 回練馬まつり

【出展団体募集要項】

- 1、開催日時 平成 30 年 10 月 21 日(日) 午前 10 時～午後 4 時
- 2、会場 としまえん(練馬区向山 3-25-1)
- 3、主催 練馬まつり推進協議会 (練馬まつり運営スタッフ委員会、練馬区)

練馬まつり推進協議会では、第 41 回練馬まつりに出展をする団体を募集します。
出展参加を希望される団体の皆さまは、この「出展団体募集要項」をよくお読みいただき、内容をご確認の上ご応募ください。

申込書に不備がある場合、受理できないことがありますので、提出前によくご確認ください。

練馬まつりのホームページ <http://nerima-matsuri.com>

—前回からの主な変更点—

- ・地方物産での出展の推薦状については自治体からのみとしました。
出展申込にあたりましてはご注意くださいますようお願いいたします。
- ・飲食を提供する団体への注意事項(P13～)を改訂しました。

申込み・問合せ先

練馬まつり事務局

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

電話:03-6721-0061 / ファクス:03-3423-3601

メール: furusatonerima@nkdinc.co.jp

目次

I. 会場について.....	P. 3
II. 出展申込みについて.....	P. 4
III. 出展料金・区画等	P. 6
IV. 搬入・搬出について	P.10
V. 全体の注意事項	P.10
VI. 電源・電気器具を使用する団体への注意事項.....	P.12
VII. 熱源(火力・電熱・その他)を使用する団体への注意事項.....	P.12
VIII. 飲食を提供する団体への注意事項	P.13

◎ 募集開始から本番までの主なスケジュール

6月21日(木)～	団体募集・受付開始
7月20日(金)	申込締切
8月上旬	公開抽選会(応募多数の場合)
8月中旬	出展承認書発送
8月31日(金)	参加料金振込期限
9月 6日(木)19:00～	出展団体説明会 於:練馬区役所本庁舎アトリウム地下多目的会議室
10月初旬	パンフレット、車両搬入許可証等発送
10月21日(日)	練馬まつり当日

I. 会場について

1 会場図(としまえん)



2 開催時間について

- ・午前10時～午後4時

3 当日のとしまえんの運営について(予定)

- ・入場料は無料です。(乗り物は有料です)
- ・としまえんの営業時間は、午前10時から午後5時までです。
- ・としまえん内の飲食店は、通常通り営業しています。

4 同時開催のイベント(予定)

(1)としまえん開催(21日(日)開催)

- ・健康フェスティバル
- ・ねりま・エコスタイルフェア
- ・練馬産業見本市 EXPO2018

(2)練馬駅周辺開催(20日(土)、21日(日)開催)

- ・練馬アニメカーニバル 2018(練馬文化センター、区民・産業プラザ)

Ⅱ. 出展申込みについて

1 申込み受付期間

平成 30 年 6 月 21 日(水)～7 月 20 日(金)(**必着**)

2 申込みの資格

練馬まつりの出展参加に応募できるのは、次の条件を満たす団体となります。

応募前にご確認をお願いします。

- (1) 参加資格の①～⑧(7 ページの参加区分・資格等の表)のいずれかに該当する団体
- (2) その他、本要項に定める内容に同意し、出展申込書のほか指定の必要書類を提出できる団体
- (3) 東京都暴力団排除条例および練馬区暴力団排除条例(以下「暴力団排除条例」という。)の趣旨に賛同し、取組みに協力できる団体
- (4) 前年度出展取消しになっていない団体

3 申込み方法および必要書類

この募集要項の内容に同意の上で、下記の必要書類を申込み先へ郵送してください。
各種提出書類については必ず期限を守ってください。提出されない場合には参加が出来なくなる場合があります。(FAX でのお申込みはできません)

(1) 全団体提出が必要なもの

- ① 出展申込書
- ② 団体の紹介文(200 文字程度)またはリーフレットやチラシ等の団体の活動がわかるもの
※提出いただいた資料で団体の活動状況や所在を確認することが難しい場合には、団体代表者の身分を証明する書類などの追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ③ 従事するスタッフ全員の名簿(氏名・性別・生年月日)
※名簿は保険加入の目的以外には使用しません。保険には個人・法人に関わらずすべての方の加入が必要です。(参加者が確定しない場合は概算人数での申込をすることとし、振込期限の平成 30 年 8 月 31 日(金)までに必ず確定し、再提出して下さい。)
- ④ 暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書
※団体代表者の方が記名、押印し、提出して下さい。

(2) 出展区分・内容により提出が必要なもの

- ① 行事における臨時出店届
(食品を取扱う団体)
- ② 地方物産出展に係る自治体からの推薦状
(地方物産区分団体で、自治体または観光協会等は提出不要です。)
- ③ 広告データ ※提出締切は 8 月 24 日(金)
(広告付一般企業区分団体)

4 出展の正式承認

出展申込書および必要書類を審査の上、資格を満たす団体について「出展承認書」を送付します。出展承認後は、出展内容を変更することはできません。

(1) 出展承認通知の時期

承認は「出展承認書」の発送をもって通知します。通知は8月中旬発送予定です。

(2) 予定数を上回る応募があった場合

①資格要件を満たした団体が、予定区画数を上回る場合は、申込区分などのバランスや出展エリアを考慮し、また申込み区分①、②、④、⑥、⑦、⑧を優遇し、自治体等の出展を優先した上で、公開抽選により出展団体を決定します。公開抽選日の日程は別途ご連絡いたします。

②複数の調理品目を取り扱うために便宜的に申し込みを2件にしている団体や関連団体で隣接での出店を希望している団体等については、より多くの団体に参加してもらうために、申し込みを1区画のみに制限させていただく場合があります。

(3) 出展場所の決定について

出展位置については内容等のバランスを考慮の上、主催者が決定します。

5 出展承認の取消し

(1) 承認取消しとなる場合

①この要項に定める事項に違反した団体

②理由なく期日までに必要書類の提出、および入金をしなかった場合。

③主催者、保健所、消防署等からの指示に従わない場合。

(2) 承認取り消し後について

①まつり当日に出展承認を取消された団体は、ただちに出展を中止し、退場してください。

②出展承認を取消された団体、および構成員は、次回以降の練馬まつりへの参加を認めません。違反が後日発覚した場合も同様とします。

③出展承認を取消された団体の出展料、保険料などは返還しません。また、いかなる補償も行いません。

6 出展団体説明会

出展承認団体の代表者または担当者は、出展団体説明会に出席してください。出展に必要な関係資料その他資料の配布と、当日の注意事項の説明を行います。

【開催予定日時・会場(変更になる場合があります)】

□ 日時 平成30年9月6日(木) 19時～

□ 会場 練馬区役所 本庁舎アトリウム地下多目的会議室

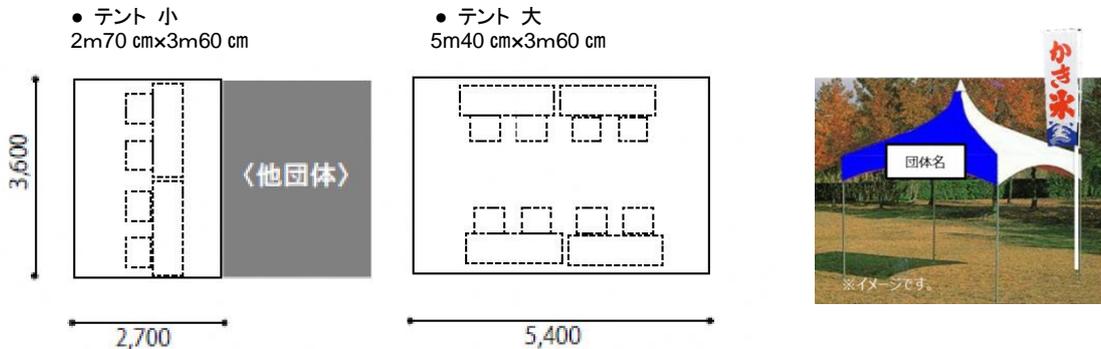
Ⅲ. 出展料金、区画等

1 出展区画

テントの規格は下記の小・大の2種類です。

(1) テント(小)2m70cm×3m60cm 机2卓、椅子4脚が、標準で付属します。

(2) テント(大)3m60cm×5m40cm 机4卓、椅子8脚が、標準で付属します。



※ 出展団体は、指定された出展区画内で団体の活動をしてください。

※ テント(小)は、テント(大)を中央で半分に仕切ったものを原則使用します。

※ 屋外での出展につき、多少の傾斜や、天候によってはぬかるみや水たまりがありますので各出展者で対応してください。

※ 設置場所によって、テントの間口は変更になることがあります。

2 出展料金

下表の1～3の合計額です。詳しい料金体系は、次ページ以降でご確認ください。

	項目	説明
1	基本料金	次表「3 参加区分・資格等」に記載されている基本料金を参照してください。
2	追加料金	8頁「4 出展料金に追加費用が発生する項目」を参照してください。
3	保険料	個人法人に関わらず、まつり参加者(当日参加者全員)に加入していただく保険です。 @100×従事者数で計算される額となります。 保険の内容は、後日案内します。

3 参加区分・資格等【基本料金】

練馬まつりで募集する出展区分や内容資格は下表①～⑧のとおりです。
区外団体については、④、⑤区分に該当する団体のみ参加できます。

区分	内容	資格	基本料金	
			小テント 2,700×3,600m 机 2 台、椅子 4 脚 駐車許可証 (1 台)	大テント 3,600×5,400mm 机 4 台、椅子 8 脚 駐車許可証 (2 台以内)
① 飲食	飲食物の販売(調理含む)	区内に活動拠点のあるグループ、団体、同業者組合、公共的団体、教育・福祉団体など	25,000 円	—
② 物販・展示	飲食物以外の販売、日々の活動内容の展示		20,000 円	—
③ 区内営業	日々の営業で取り扱う商品の販売及び PR	区内で営業を行う実店舗がある企業、店舗(法人や個人商店を含む)	30,000 円	—
④ 地方物産	地方自治体等の観光PR、物販の販売 ※出展名を地域が分かる名称にしてください。	観光・物産のPR、販売を目的とする行政団体(自治体、観光協会またはこれに準ずる団体)または、自治体から推薦のある団体	25,000 円	50,000 円
⑤ 広告付 一般企業	PR、販売促進活動等 ※パンフレットのフリー広告(40ミリ×92ミリ、5万円相当)付	練馬まつり開催に協力・協賛する企業等 ※練馬区外可	75,000 円	100,000 円
⑥ 福祉展示 PR	障害者福祉団体による日々の活動内容の展示・PR(販売活動不可)	区内に拠点を置いて活動する心身障害者福祉団体	6,000 円	—
⑦ 福祉体験 教室	障害者福祉団体によるハンディキャップ体験、学習プログラム(販売活動不可)		0 円	0 円
⑧ 子供向け 体験教室	子ども(小学生年代)向け参加・体験型事業の実施(販売活動不可)	区内に拠点を置いて、活動する区民団体、サークル等	0 円	0 円

※出展は原則 1 団体 1 区画とします。

4 出展料金に追加で費用が発生する項目(※角地指定は、小テントのみ)【追加料金】

	内容	金額	備考
①	角地希望(区分:①③④⑤)	3,000円	※小テントのみ申込可、角地希望多数の場合は抽選
②	角地希望(区分:②)	2,000円	
③	角地希望(区分:⑥)	1,000円	
④	机追加	1,000円	1台あたり
⑤	椅子追加	500円	1脚あたり
⑥	電源設置(100V、15A、差込口2つ)	3,000円	1回線(15A)あたり
⑦	ゴミ処理手数料シール(45ℓ)	1,000円	各区分1枚あたり

※角地とはテントの2面において、向いのテント等まで各1m以上を確保した場所をいう。

5 主催者に届け出が必要な持込品目(持込料はかかりません)

	内容
①	LPガスボンベ(コンロ付)
②	カセットガス(コンロ付)
③	炭火
④	電熱器具(ホットプレート等)
⑤	酒類提供 A ビールサーバー使用
⑥	酒類提供 B ビールサーバー以外

6 募金活動について

- (1) 募金活動は原則禁止です。
- (2) 事前に募金の目的等を申出て、主催者が許可した場合に限り、割当て区画内で募金を行うことができます。
- (3) 許可を受けた場合であっても、以下の行為は禁止です。
 - ・大声での勧誘行為
 - ・商品、サービスの対価として募金を求めること

7 出展申込時の注意事項

- ① 出展申込書に虚偽記載等を行なわないでください。
- ② 暴力団排除条例の趣旨に基づく、誓約書記載事項に違反しないでください。
- ③ 出展申込書の写し、暴力団排除条例の趣旨に基づく誓約書の写しについては、暴力団並びに関係者が関与する団体を排除する目的で、主催者から練馬警察署に提供することがあります。
- ④ 出展団体の参加者は、主催者が一括で契約する保険に加入していただきます。

- ⑤ 出展承認証の譲渡、貸借はできません。また、当日の運営を認められた出展団体以外の者が出展する「名義貸し」等の行為は行わないでください。
- ⑥ 雨天等の場合であっても、まつりが開催している間は可能な限り出展が出来るよう、事前の準備をお願いします。(特に「子供向け体験教室」)
- ⑦ 偶発性に頼る遊戯(くじ引き、的あて、輪投げ等)の結果により、異なるサービス提供・品物が発生する営業形態はできません。
- ⑧ 金魚、ひよこ、昆虫等生き物を取扱う販売、遊戯、サービスはできません。
- ⑨ としまえん内の遊具に絡む恐れがあるため、風船の取扱いはできません。

8 出展料金のお支払い

- (1) 出展を承認した団体には「出展承認書」とあわせて「出展料金請求書」をお送りします。
- (2) 「出展料金請求書」の金額を 8 月 31 日(金)までにお振込みください。(振込手数料はご負担願います。)

9 出展キャンセルの取扱い

出展団体の都合でキャンセルする場合には、次表のとおり申出日に応じた所定のキャンセル料をお支払いいただきます。返金は所定のキャンセル料および振込手数料を引いた後の残額を、指定口座に振込みます。

キャンセルの申出日	キャンセル料
振込期限(8月31日)まで	なし
平成30年9月1日から平成30年9月21日まで	出展料金の85%
平成30年9月22日以降	出展料金の100%

10 開催中止の場合の取扱い

主催者が、天候・天災・その他不測の事態の発生等の事由により、まつり開催前に中止した場合、出展料は加入済みの保険料及び準備期間に発生する一部経費を除き返還します。開催途中で中止した場合は、出展料の返還はいたしません。中止に伴う出展団体の仕入れ等の損失については、主催者では一切補償いたしません。

IV. 搬入・搬出について

搬入・搬出については、以下のとおりです。なお、搬入時間は7時から9時まで、搬出時間は17時以降を予定しております。

※詳細は出展参加団体説明会にてご案内します。

- (1) 車両の使用は、出展申込書に記載してください。「搬入出許可証」を発行します。
- (2) 当日搬入出証のない車両は会場に入れません。
- (3) 主催者が用意する駐車場に留置きする車両も申請してください。「駐車許可証」を発行します。
なお、申請が駐車可能台数を超える場合は、抽選等により利用者を決定する場合があります。
- (4) 出展団体説明会でお渡しする資料にて、搬入・搬出経路や荷捌き場所などを説明いたします。
- (5) 搬入・搬出に関する規定を守ってください。

V. 全体の注意事項

1 ごみ処理

- (1) まつり終了後は、各団体で使用区画内の清掃を行ない、ごみは責任をもって持ち帰ってください。使い終わり、または余った燃料、食材、調味料、氷等を会場内に投棄しないでください。
- (2) 予めごみ処理シールを申込んだ団体については、「可燃ごみ」「段ボール」「ビン・缶・ペットボトル」については主催者で処分しますので、3つの区分に仕分けた上で、45ℓのゴミ袋1枚につき、シール1枚を貼ってください。

※45ℓのゴミ袋は各自ご用意ください。

※ゴミ袋1枚の中に複数区分のごみは入れられません。

2 宣伝・PR活動

区画(テント)内での宣伝・PR活動は、参加団体の責任で行うことができます。チラシを配布する場合は、割当て区画(テント)内であれば可能です。ただし、以下の項目を守ってください。

1	事前にチラシの見本を主催者に提出してください。
2	配布枚数、配布方法等を書面に記載して、申請してください。
3	他の参加団体や演技団体の迷惑にならないように配布してください。
4	宗教(布教)活動、政治的活動、特定の思想に基づく活動、公序良俗に反する活動およびそれらの活動に付随する組織への勧誘活動、入会促進活動、その他主催者が好ましくないと判断する行為は禁止します。

3 その他の注意事項

(1)まつり当日

- ① 出展場所については、会場の都合上、傾斜や水たまりがあることも考えられるため、各出展団体で対応してください。
- ② 出展団体が会場で販売・提供したサービスや商品等に関する苦情・トラブル等は、参加団体の責任で誠実に対応してください。また、食中毒や、調理過程・サービス提供中に来場者に対しケガを負わせる等の事故が発生した場合、主催者では一切責任を負いかねます。
- ③ 参加内容、活動について主催者、保健所、消防署等から指示があった場合、これに従ってください。指示に従わない、改善が見られない場合は、その場で出展を中止していただきます。
- ④ 主催者への申込みと異なる品物・サービスを扱わないでください。
- ⑤ 刺青・タトゥー（シール類を含む）をしている方は、としまえんに入園できません。該当する方を従事させないようにしてください。
- ⑥ 団体構成員として登録していない者を従事させないでください。また、代表者が当日従事できない場合は、必ず当日常駐する当該団体の構成員から当日責任者を指定してください。
- ⑦ 販売品には税込価格を表示し、適正な価格で販売してください。
- ⑧ 指定された出展区画外での販売、呼び込み、チラシ等の配布、展示、商品陳列は行わないでください。
- ⑨ 出展にあたっては、他の出展者へ迷惑（音、煙等）がかからぬよう、十分注意してください。また、営業中に行列が出来た場合は、各出展者にて列整理を実施してください。
- ⑩ まつり開始後すぐに取扱品目が品切れにならないよう、仕入数等に留意してください。
- ⑪ 犬、猫等の動物を持ち込むことはできません。
- ⑫ 会場内、まつり開催期間中（搬入・搬出時を含む）は指定場所以外では禁煙です。
- ⑬ 台風等の強風・強雨による場合以外の雨天時は、決行を原則とします。各出展団体は雨天時でも対応できるよう準備をしてください。また、天候等に伴う損害・損失について、主催者は一切責任を負いません。

(2)まつり開催後

- ① 主催者が、まつり開催中または終了後、出展団体が販売・提供したサービス・商品等に関する苦情等の連絡を受けた場合は、出展申込書に記載の代表者または当日責任者の連絡先を、商品・サービス等に関する責任者として相手方に提供することがあります。予めご了承ください。
- ② 主催者、関係機関が、記録・広報用に撮影した画像や映像を、練馬まつりのPRのため、出展者に改めて許可を取らずに使用することがあります。

VI. 電源・電気器具を使用する団体への注意事項

電源および電気器具の不適切な利用、接続方法、容量のオーバー等が原因となる電気系のトラブル事例が報告されています。

電源コンセントの設置を希望する団体には、お申込み時に別途、使用予定の器具の形状、数量、消費電力量の概算値等を確認させていただく場合があります。1 器具につき 1 回路のお申込みをお願いします。

たこ足配線等の電気容量を超えた使用は、他の出展団体に迷惑がかかりますので、絶対にやめてください。

VII. 熱源(火力・電熱・その他)を使用する団体への注意事項

1 安全対策の徹底のお願い

例年、器具の設置接続方法等に誤りがある事例や、安全対策を講じていない事例が散見されます。細心の安全対策をお願いします。

2 熱源使用時の遵守事項

熱器具の使用、熱量については消防署の安全指導に基づき、参加団体は次の事項を確認・遵守してください。主催者は、練馬消防署の協力のもと当日査察を実施します。

- (1) 防災・防火についての意識を高く保ち、自己責任で必要な安全対策を講じてください。
- (2) 熱源(火力・電熱・他)使用する団体は、団体の責任においてテント内に消火器(10 型以上の容量)を設置してください。 ※スプレー式は不可
- (3) 熱器具(コンロ・炭火等)を机上で使用する場合は、出展団体の責任で耐火ボード、防風囲い等の安全対策用品を用意してください。
- (4) 電気器具は消費力量等を確認し、必要な容量の電源の回路数を申し込んで下さい。
- (5) ガスホースは新品を使用し、安全バンドで締め、取付けてください。ガスボンベは転倒しないよう設置場所に固定してください。
- (6) 熱器具(コンロ・炭火等)の三辺には不燃性の囲いを設置し、風対策を講じてください。

3 熱器具等の使用について

電源コンセントの設置、ガスボンベ及びカセットボンベ持込、炭火使用、熱器具(コンロ・その他)の使用については、事前に申請をしてください。炭火使用時は、使用団体の責任で対策を講じ、煙等で隣接区画に迷惑をかけないように心掛けてください。また、使用した炭については、鎮火後すべてお持ち帰りください。

Ⅷ. 飲食を提供する団体への注意事項

1 食品を取扱う場合

「行事における臨時出店届」の提出を義務とします。

2 会場で調理する場合

- (1) 取扱える調理販売食品は、1 団体に付き 1 品目です。
- (2) 来場者へは使い捨て容器や割り箸など、1 回限り使用の食器類で提供してください。
- (3) 材料の仕込み行為は営業許可のあるお店・学校の調理室等で行い、現地では行わない事。仕込んだ材料や原材料は、必要に応じて使用直前まで十分に冷蔵してください。

3 試食

- (1) 生鮮食料品類の試食は禁止です。
- (2) 試食の提供を希望する団体は必ず事前に申請してください。申請の無い食品の試食提供は禁止です。
- (3) 食品取扱いを申請した調理販売食品 1 品目は、使い捨て小皿等で試食に提供することが可能です。
- (4) 試食提供する食品はすべて、その場で切る・割る等の手を加えて提供することは禁止です。
- (5) 上記にあてはまらない試食、食品提供については主催者にご相談ください。

4 衛生面の注意

- (1) 食品を取扱うすべての店については、スタッフ全員エプロンとキャップ、または三角巾を着用してください。(エプロンとキャップ等は参加団体の責任でご用意ください)
- (2) まつり当日、またはその前から本人や家族に胃腸炎症状等体調不良のある方は、直接調理行為には携らないでください。(責任者は当日の朝、スタッフに体調確認してください)
- (3) テント内は常に清潔を保ち、手洗いを励行してください。衛生対策として、出展テントブース内に消毒用アルコール等を常備してください。

5 酒類の取扱い

下記のどちらかの取扱いのみ可能です。(未開栓での酒類販売は免許保持者以外できません)
申込書による事前申請が必要です。

(1) サーバーを利用したビール提供(酒類取扱A)

サーバー提供のビールは調理販売食品の 1 品目として数えません。したがって、同時に他の調理販売食品を 1 品目取扱うことができます。但し、ビールについては専門の業者により管理調整されたものを、**当日開栓して提供してください。**

(2) ビン・カンを開栓する酒類提供(酒類取扱B)

ビールまたはチューハイに限り(他の酒類は禁止)、開栓して提供できます。(但し、紙コップ等に注ぐ行為はしない)この提供方法は、調理販売食品には数えません。したがって、同時に他の調理販売食品を 1 品目取扱うことができます。

6 竹串・つま楊枝の使用

食品の調理・販売・試食に当たり竹串、つま楊枝の使用はできる限り避けてください。

竹串・つま楊枝の残置がないよう、必ず清掃を行ってください。

7 取り扱うことが出来る食品の例示

分類	商品の具体例	
煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁、玉こんにゃく	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱いの出来る調理品目を練馬区保健所が定める「練馬区行事における臨時営業等の取扱要綱」に基づいて設定しています。 ● この表に記されていない調理品目は原則、取扱いが認められません。 ● 調理品目として扱える食品は1団体につき1品目です。 ● その場で調理をしない加工食品(営業許可のある場所で製造・包装され、食品表示のある商品)は該当しません。 ● 例外的に喫茶類1品目(ところてん、かき氷を除く)または瓶・缶のビール、缶のチューハイは開栓提供(注ぐ行為はしない)に限り、他の品目と併せて提供することができます。 ● ビールサーバーによる提供の場合は専門の業者により管理調製されたものを使用すること。
焼き物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚、焼きトウモロコシ	
お好み焼き類	たこ焼き、お好み焼、タコス、チヂミ	
茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい	
めん類	焼きそば、即席カップ麺	
揚げ物類	串かつ、から揚げ、フライドポテト	
喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶	
ドッグ類	フランクフルト、アメリカンドック、ホットドッグ類、ケバブ	
焼菓子類	今川焼き、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅、たい焼き	
揚げ菓子類	ドーナツ、大学芋	
団子菓子類	草団子、焼き団子	
まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう	
あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼、綿菓子	
酒類	ビール (ビールサーバー提供)	
	缶ビール、缶チューハイ ※開栓して提供。	
その他	ポップコーン	

<取扱いが認められない品目の例>

- ・生もの(刺身・生卵・生肉等)、生クリーム提供は不可。
- ・米を使って調理するもの(ご飯類、おにぎり、チャーハン、リゾット類も不可。)
- ・カレー料理の類(カレーライス・ナン、カレースープも不可。)
- ・そば、うどん、ラーメン等の麺類、パスタ類不可。
- ・生野菜、生の果物の取扱いは禁止。果物を切って試食に出すことも禁止。
- ・その他、主催者が好ましくないと判断した品目は不可とします。

8 食品表示について

調理食品以外の食品を販売する団体は、必ず取扱い品目の全種を所定の書式で申請してください。

また、販売する食品は、営業許可のある場所で製造包装され、法令で定められた食品表示を貼付したものに限ります。

食品販売表示例 ↓

調味梅干し

名 称	調味梅干し
原 材 料 名	梅、しそ、かつおぶし、漬け原材料(食塩、アミノ酸液、しょうゆ、たん白加水分解物/調味料(アミノ酸等)、酸味料、ソルビット、甘味料(ステビア)、赤キャベツ色素、シソ色素(一部に小麦・大豆を含む))
原料原産地名	中国
内 容 量	200g
賞 味 期 限	枠外下部に記載
保 存 方 法	直射日光を避け常温で保存して下さい
製 造 者	〇〇漬物(株) 大阪市〇〇町〇-〇

だいふく

名 称	だいふく
原 材 料 名	つぶあん(砂糖、小豆)、もち粉、砂糖、いちご、でん粉/酵素、コチニール色素、グリシン、(一部に卵を含む)
消 費 期 限	△年△月△日
保 存 方 法	直射日光・高温多湿を避けて保存してください。
製 造 者	練馬 太郎 東京都〇〇市〇〇1-1

【お問い合わせ先】

練馬まつり事務局

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前 1-17-5 原宿シュロス 603

TEL:03-6721-0061 FAX:03-3423-3601

(お電話問合せ受付:平日 10:00~17:00)

メール:furusatonerima@nkding.co.jp